

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年次 森 林 管 理 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成13年3月31日	780	7,061	-	-	-	-	95	837	207	1,228	144	1,745	21	249	313	3,003
平成14年3月31日	780	7,058	-	-	-	-	95	836	207	1,226	144	1,745	21	249	313	3,002
平成15年3月31日	772	6,992	-	-	-	-	95	836	206	1,214	144	1,745	21	249	306	2,949
平成16年3月31日	773	6,975	-	-	-	-	95	836	206	1,214	144	1,745	22	254	306	2,927
平成17年3月31日	773	6,973	-	-	-	-	95	836	206	1,213	144	1,745	22	253	306	2,926
徳島	9	41							3	12	1	11			5	18
愛媛	146	1,050					10	66	42	209	30	413			64	363
四万十	280	1,995					29	262	78	478	46	440	1	5	126	811
嶺北	119	1,183					30	287	19	179	20	295	18	210	32	212
高知中部	40	302					7	87	13	58	5	79			15	78
安芸	109	959					15	107	26	183	26	356	3	39	39	274
(香川)	70	1,443					4	27	25	94	16	151			25	1,171

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利をを有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)